

県南広域振興局長告示第 176 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条第 3 項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 8 月 3 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372600205	平泉町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	平泉町平泉字毛越 248 番地	平成 19 年 7 月 20 日